犯罪発生情報に関するオープンデータ利用規約

１　犯罪発生情報に関するオープンデータで公開している情報の利用

犯罪発生情報に関するオープンデータで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、何人も下記２から５に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形、商用等、自由に利用できます。

また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象でないため、本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

コンテンツの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

２　出典の記載

(1)　コンテンツを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：大阪府　犯罪発生情報に関するオープンデータ（当該ページのURL）

出典：「○○認知件数」（大阪府警察）（当該ページのURL）　　（○年○月○日に利用）など

(2)　コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも大阪府警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇認知件数」（大阪府警察）（当該ページのURL）を加工して作成

「〇〇認知件数」（大阪府警察）（当該ページのURL）をもとに○○株式会社作成

など

３　準拠法

(1)　本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

(2)　本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

４　免責

(1)　大阪府並びに大阪府警察は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

(2)　コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

５　その他

(1)　本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

(2)　本利用ルールは、令和元年７月３１日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。

本利用ルールは、今後変更される可能性があります。

(3)　本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.jaに規定される著作権利用許諾条件。以下「CCBY」という。）と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCCBYに従うことでも利用することができます。